中国的社会主義の独自性の一側面

― 中国の農村政策についての考察を通して ―

鍾　家新

本稿では、「計画」と「自由」という対概念をキーワードとして、現代中国の農村における政策の変遷について考察する。考察を通して、次のことを明らかにする。1970年代末から、「物質の再生産」の活動の基本的性格は国家による「計画」から国家からの「自由」へと転換した。それに対して、「人口の再生産」の活動の基本的性格は、逆に「自由」から「計画」へときりかわった。二種類の再生産における中国政府のそれぞれの政策が中国的社会主義の特徴の一つを構成した。それが中国の国情に即した国を治める方法である。

一　はじめに

二つの世界大戦と並んで、社会主義の革命及び社会主義制度のもとでの社会改造は20世紀の人類の歴史上の一つの特徴である。ところが、1980年代末から、東ヨーロッパの社会主義諸国や旧ソビエト連邦において社会矛盾の噴出がみられた。 そして、旧ソビエト連邦が1991年に崩壊した。 同じ時期に、中国にも「天安門事件」を代表とした社会の矛盾の発見がみられた。けれども、旧ソビエト連邦のような崩壊は中国では起こらなかった。

その主な原因としては次が考えられる。1970年代末からの改革を通じて、中国社会、特に農村での食料の問題が解決された。主としてこれによって、社会全体の安定の基盤が築かれたわけである。

1970年代末から、中国政府は農村において改革を行った。農業・林業の生産活動、家畜の飼育など「物質の再生産」の領域では、1950年代半ばから実施してきた厳しい制限と管理が取り消され、「生産責任制」が普及した。それによって、生産活動において農民たちに最大限の「自由裁量」の権限が与えられた。それに対して、妊娠、出産、教育などの「人口の再生産」では、出産に関する農民の「自由裁量」の範囲が縮小・制限され、「一人っ子政策」といわれている人口の抑制政策が実施された。すなわち、農民の出産行為が国家の干渉・管理の範囲に組み込まれた。このようにして、農村においては、一方では、生産性が上がり、食料などが急増した。他方では、人口の増加率が抑えられた。これらにより、「物質の再生産」と「人口の再生産」とのバランスが相対的に達成された。

本稿では、まず「物質の再生産」における「計画」から「自由」への、つぎに「人口の再生産」における「自由」から「計画」への転換過程を紹介・分析する。それによって、中国政府が求めている社会主義の特徴の一つを明らかにする。

二　中国的社会主義の独自性の一側面

1 物質の再生産 ── 「計画」から「自由」へ

1970年代の末は中国の農村における物質の再生産にとって一つの転換点であった。1970年代末の改革以前、物質の再生産における農民の経済活動は厳しい管理と制限を受けてきた。1970年代末の改革以後、農民の「自由裁量」の範囲はだんだん拡大している。以下では、1949年の社会主義政権の成立以後、物質の再生産における政策の変遷についての紹介・分析を通して、物質の再生産における「計画」から「自由」への転換の過程を究明する。

1950年、中国政府は農村における土地制度を改革するため、次のような法律・規則などを制定した。すなわち、『中華人民共和国の土地改革法』・『農民協会組織の規則』・『人民法廷組織の規則』・『農民の身分を分ける基準に関

しての条例』・『都市郊外の土地改革に関しての条例』などであった。同年の冬から、中国の農村において大規模な土地改革が行われた。『中華人民共和国の土地改革法』に基づいて、地主の土地・家畜・農具・あまった食料及び住宅などは国有化あるいは集団の所有の対象となった。1952年の末までには、新疆・チベット・四川などの少数民族の地区と台湾以外では土地改革がほぼ終わった。 約3億人の土地をもたなかったあるいは少規模の土地しかもたなかった農民には7億ムー（1ムー＝6.7アール） の土地とそのほかの生産資材が分配された［何,1989:38］。このように、家族を単位とする零細の「小農経済」がつくり出された。

しかし、当時の中国政府は、家族を単位とする零細の「小農経済」は生産率が低く、将来の社会主義の工業化に適当でなく、農業生産の機械化に不利である、と考えたようであった。 1951年9月、政府は農家各戸の互助合作の運動を推進するため、『農業生産における互助合作に関する決議』を制定した。その決議に基づいて、 次のような農家各戸の互助合作の3つの形式・やり方が提案された。①「互助組」。そのうちさらに臨時の初級「互助組」と年間の「互助組」に分けられた。②「初級社」。「互助組」より大きいが規模の小さい農業生産の「合作社」であった。③「高級社」。「初級社」より大きい規模の集団農場であった。 1952年の時点では、「互助組」は803万個あって、「互助組」に加入した農家が4500万戸、農家の40%を占めた。 「初級社」は3600個あまりであって、加入した農家は5.9万戸、農家の0.05%を占めるにすぎなかった。「高級社」は10個あった。その後、農家の「互助合作」化が政府さえも意図しなかったスピードで展開した。1956年12月、「高級社」は54万個になって、加入した農家が農家総数の87.8%を占めることになった。「初級社」と「高級社」のいずれかに加入した農家が農家総数の96.3%を占めるにいたった。 政府が15年間をかけて実現しようとした農家の「互助合作」化は、 結局4年間もかからなかった［何,1989:97-102］。それは後の「人民公社」化の展開の基盤を築いた。こうして、農村における家族を単位とする零細の「小農経済」は消滅した。

1957年、農村においては大規模な水利建設などの一連の活動が行われた。一部の地域においては、「初級社」の土地所有制・経営方式を変えてより大規模

な「高級社」をつくろうとする要求があった。同年、政府が『小型の農業合作社を大規模の農業合作社に合併することに関しての意見』を採択し、しかも、一部の地域で合併を実験的に行った。1958年、『農村で人民公社を設置することに関しての決議』が採択された。そして、人民公社化という運動が急に推進された。 同年の9月末、チベット自治区以外の農村においては、人民公社が設置された。 1958年の時点で、全国の75万個の元農業合作社が合併して23630個の人民公社が誕生し、これに加入した農家は12816万戸あった。 平均して、58.3個の農業合作社が合併して一つの人民公社になった。結局、一つの人民公社のなかには5442.2戸の農家がふくまれていた。それ以後1970年代の末まで、「人民公社」は農村の政治・経済・教育・軍事などの幅広い領域を管理する新しい地方組織としての役割を演じてきた。人民公社のもとで「生産大隊」・「生産隊」が設置された。「人民公社」化以後、農村における国家所有・集団所有の範囲がますます拡大された。農民が私有する土地・家畜、家庭の手工業などまでが国家所有・集団所有になったのである。人民公社のもとで、物質の再生産における農民の活動はさらに厳しく制限・管理された。

「人民公社化以後、農業の計画管理は、国家が主要農産物の生産量、播種面積と買付任務を決定し、その指標を県レベルに下達し、県が責任を負って任務を達成する仕組みになっていた。県はこの任務を達成するために、人民公社、生産大隊、生産隊へとつぎつぎに指標を下ろしていた。こうして順守を義務づけられた『指令性指標』がますます増え、何を、いつ播種し、どんな肥料を施し、いつ収穫するかまで指令される生産隊が少なくなかった」(1)。

「生産隊」は農民たちの一種の生活共同体で、成人のみならず、老人から子どもまでを成員としていた。生産隊を生産単位として、農家各戸の労働者たちは同じ時刻に出勤し、同じ時刻に退勤するように義務づけられていた。多くの場合、出勤した農民のための昼食も一緒につくられ、現場にもっていって一緒に食べるようになっていた。「生産隊」における大集団の生産様式では、出勤さえしていればよいので、生産労働の過程における労働意欲や仕事ぶりの程度は各人の家族の収入には直接に影響を与えなかった。そのため、農民たちの労働意欲は非常に低かった。決められた出勤の時刻になっても、なかなか集まらなかった。忙しい時には、「生産隊」の委員たちは、常に朝、農家各戸に「早

く起きて出勤しよう」と呼びかけた。農民の多くは親戚訪問や買物などの言い訳で労働を避けた。結局、農業生産が一番忙しい時には、生産大隊や各生産隊の幹部たちは、連合して零時に道路などに検問所をつくり、生産隊によって発行された許可証をもった農民でなければ親戚訪問や買物にゆくことができないようにした。当時、家族・個人を単位とする商売などは批判・禁止された。一時期には、農家各戸が飼養できる家畜の数さえも制限されていた。当時の政府の考え方では、家族の私有財産が増大すると、資本主義の意識が生み出されるはずであるとされていたからである。したがって、生産隊の管理下における農業生産活動のみがその時代の農民たちの生活内容のほぼ全部であった。当時の農民たちの生活はまるで軍隊の生活のようであったといってもよいだろう。

物質の再生産における農民の活動が厳しく制限・管理されたため、当時の生産率は非常に低かった。1953年から1978までの26年間においては、農業総生産額の年間平均成長率は3.2%で、食料生産の年間平均成長率は2.4%でしかなかった［山内,1990:4］。その間、総人口も急増したため、結局、1977年の一人当たりの食料占有量は300キログラム、20年前の306キログラムよりも少なかった［若林,1992:441］。このため、1970年代の末、食料の危機が重大な社会問題になった。

こうした経緯をへて、中国の農村における改革が安徽省ではじまった。安徽省は人口が多く、土地が少なく、水による災害が多発するという極貧地帯であった。1977年、この地域の極貧状態が中央の官僚たちを憂慮させ、こうした状況を改善するため、中央委員会の責任者だった万里が安徽省共産党第一書記長として現地に派遣された。1978年の秋、安徽省委員会は、生産隊などの集団組織が播種することができない土地は条件付きで各農民に分けあたえてもいいと決定した。農民はその決定を喜んで実施した。しかも、「包産到組」・「包幹到戸」・「包産到戸」という農業生産のやり方を自発的に形成した。それらは今日よくいわれている「生産責任制」というものであった。「包産到組」とは生産隊が作業組に生産量を請け負わせ、請負生産量に応じて報酬を計算するというやり方である。「包幹到戸」とは農家が農業税・供出任務・公積金・公益金の納入を請け負い、残りはすべて農民のものとするやり方である。「包産到戸」とは農家が生産隊から生産量を請け負って耕作し、請負量を超えた部分は

農民のものとするやり方である。安徽省委員会はこれらのやり方に賛成し、これらを支持した。しかも、さらに六安地区、鳳陽県などでも三つの方法の実験的実施を行った。3カ月もたたないうちに、安徽省の15.2%の生産隊において、そのような生産責任制が採用された。同じ時期、四川省委員会は農民の私有地の面積を総耕作地の15%までに拡大し、 農民の「包産到組」（＝作業組労働請負）というやりかたを支持した［何,1989:391-392］。「包産到戸」（＝戸別請負制）は資本主義的であるとして1950年代から厳しく批判され、禁じられてきていたものであるため、1978年の安徽省の政策は中央政府の官僚たちのあいだで論争を引き起こした。けれども、中央政府は「戸別請負制」に対しての態度と見方を徐々に変えていかざるをえなかった。1979年の「戸別請負制を許さない」から、1980年の「一部地域では戸別請負制の実施が許される」、1982年の「戸別請負制が社会主義の責任制である」、1983年「戸別請負制を全国で普及しよう」へとつぎつぎにかわった。

1981年、中国政府が『農村における多角経営を積極的に発展させることに関しての報告』を採択した。その報告において、「多角経営、総合発展」という方針が確立された。そこではじめて、1950年代から農民が多角経営あるいは農業以外の産業に従事することに対しての制限が取り消されるのである。1982年の末、 78.2%の生産隊が「包産到戸」（＝戸別請負制）あるいは「包幹到戸」（＝戸別経営）を実施した。農村における売り手と買い手の間で価格がきまる自由市場が41000個所を超え、1978年のそれより1万個所増加した［何,1989:391-392］。

1970年代の末から、筆者が育った広東省北部の農村（以下D村と略称）においても、 ほかの農村と同じように改革が行われた。 農業生産の方法は「生産隊」から「包産到組」（＝作業組労働請負）、「包産到戸」（＝戸別請負制）へとつぎつぎに改革された。D村における農民の生産活動の変化を経験して、筆者は1970年代の末からの農民の自由裁量の範囲の拡大を痛切に感じざるをえなかった。その変化を要約すればつぎのようなものである。

D村における農民たちの経済活動が農業以外に商売・短期間の出稼ぎ労働・金鉱の採掘などの領域に拡大した。①商売。D村における農民の一部は工場あるいは国営商店から、塩・醤油・砂糖などの生活用品を安く買って、遠くに住

む農民に国営の商店とあまり変わらない値段で売ることができるようになった。ほかに密輸入の商品の売買もさかんになった。

②都市をはじめとしたほかの土地への短期間の出稼ぎ労働。1970年代の末から、深圳市を筆頭に、広東省は、中国の改革の実験場になってきた。その本質は市場経済の導入である。経済の発展に伴い、都市における企業・工場などは多くの労働力を必要とするようになった。一方、「生産責任制」の普及に伴い、人口の移動が相対的に自由化されてきたため、農民たちに、都市への移動が認められた。D村の農民たちは、家計を豊かにするため、また、都市の生活様式を体験するため、深圳市・広州市などへ出稼ぎ労働に出かけるようになった。

③青海省などへの金鉱の採掘。1980年代のはじめから、D村の農民の男性の一部は、何千キロメートルもはなれている青海省などで金鉱採掘を行っている。もちろん、金鉱は、国有の財産である。1970年代の末までは、すべての金鉱は国営の企業によって採掘されてきた。けれども、1980年代のはじめから、中国政府は経済を活性化するため、個人による金鉱の採掘を認めるようになった［莫,1992:68］。D村の農民の男性の一部は、兄弟・親戚・同じ宗族の成員という血縁関係に基づいて、グループをつくり、毎年10月頃、D村を離れ、雪の降るなか、青海省の山に入る。 そして次の年の3月、雪解けの前に、山を離れる。採掘した黄金は国家の機関に売り、収入を得るのである。これは一つの冒険的行為であるとされる。というのも、金鉱を採掘する場所は、雪山であり、沼地である。そこには住んでいる人が全くいない。しかも採掘者たちの間では、強盗・強奪事件が頻発している。現在までに、D村から出かけたそれらの農民の内、すでに一人が死亡し、二人が重傷を負った。

このように、1970年代の末から、農村の物質の再生産においては、人民公社の時代の過剰な管理や制限が取り消された。農民たちは限られた範囲内ではあるが、最大限の自由を与えられた。そのため、農民たちの労働意欲は急速に上昇した。農業の生産率も急上昇して、中国政府さえも予測することができなかった成功を収めたのである。 1979年から1985年までの7年間、農業総生産額の年間平均成長率が9.4%、食料生産の年間平均成長率が4.9%に達した。特に1984年の食料生産高は4億731万トン（人口一人当たり392キロ）で、 史上最高の増産を達成したのである［山内,1990:4］。

2 人口の再生産 ── 「自由」から「計画」へ

1949年社会主義の新政権が成立してから今日までの40年あまりの歴史をみると、農村における再生産のもう一面である人口の再生産においては、物質の再生産とは違い、逆に「自由」から「計画」へときりかわったことがわかる。以下、その転換過程について簡単に紹介・分析を行う。

中国共産党および新政府の最高責任者だった毛沢東の人口観から、建国初期の新政府が当時の人口問題に対してとっていた態度を理解することができる。1949年9月16日、 毛沢東は「観念論的歴史観の破産」という論評において、彼の人口観を表明した。毛沢東の考えでは、世の中のあらゆるもののなかで、人間はいちばん貴重なものである。共産党のもとで、人間さえいればどのような奇跡もつくりだせる。中国の人口が多いということは、このうえもなく結構なことである。このうえさらに人口が何倍ふえようと、完全な対策がある。対策とは生産のことである［毛，1949→1991：1511-1512］。 つまり、建国初期の新政府は当時の人口を社会問題としては認識していなかったのである。

建国初期の新政府は旧ソビエト連邦を手本として国家の再建をはかった。人口の再生産においても、中国の人口が多いという国情を考えずに、旧ソビエト連邦の人口政策を踏襲したのである。中絶行為は反動的、非人道的、資本主義の産物として厳しく批判され、禁じられた。しかも、直接的にあるいは間接的に出産を助長する行政・経済政策も実施された。例えば、中絶行為の制限、避妊手術の禁止、多子家族に対する補助などの規定が制定された［『当代中国』編輯部,1988:417］。1953年4月、広東省の入国管理局は医師の許可をえた避妊用の薬品の輸入さえも禁止したのである［林,1987:102］。 人口の抑制政策が実施されなかったことに加え、医療水準の上昇、人口の死亡率の低下、社会の安定、経済の回復、「多子多福」という伝統的価値観の残存などの要因により、総人口の数は急増した。1953年の第一回目の全国人口調査によると、1953年の総人口数は1949年の54,167万人から58,796万人にまで増加した。4年間の間に、4,629万人も増加したのである。 同人口調査を通じて中国政府は人口を抑制する必要性があることを認識するに至ったのである。

1953年8月、政府が『避妊及び中絶に関しての法律』を採択した。 その法律

において避妊と中絶が公民の基本的権利および任務として位置づけられ、「衛生部」（＝日本の厚生省に相当する）が民衆の中絶の技術指導を担当するように命じられた。1954年12月、中央政府により北京で中絶問題についての座談会が行われ、さらに1955年3月、政府は『人口の抑制に関する指示』を制定した。

その過程で、毛沢東の人口観も徐々にかわった。1956年、毛沢東が主宰してつくった『全国農業発展の計画（草案）』においては、つぎのような論述があった。「少数民族の地域以外の、人口が多いあらゆる地区では人口の抑制を宣伝・推進する。計画をもって子どもを出産することを提唱する」。1957年2月の中央政府最高国務会議において、毛沢東はつぎのようにのべた。「人類は自身をコントロールするべきであり、計画をもって増加しなければならない」。「計画出産も10年の計画をたてるべきである。‥‥」［毛，1957→1977：471］。当時の政府責任者だった劉少奇、周恩来なども各場面で、人口の抑制を提唱した。政府責任者だけではなく、一部の知識人も人口の抑制を強く提唱した。例えば、有名な経済学者だった馬寅初が1953年の第一回目の全国人口調査の資料と浙江省での調査に基づいて書いた『新人口論』においては、人口の数を抑制し、人口の質を高めることを強く提唱した。要するに、1955年前後は、中央政府の責任者たちと一部の知識人の認識の切り替えの時期であった。

しかし、1957年以後、知識人に対しての批判運動の拡大に伴って、馬寅初の『新人口論』が厳しく批判された。人口理論の領域でも、感情的イデオロギーが支配的になり、「人口が多いほうがいい」という見方は再び代表的なものになった。1958年以後、農業政策の失敗、自然災害、中ソ関係の悪化による旧ソビエト連邦援助の停止などで、中国政府の責任者は再び巨大な総人口数からの圧力を感じたのである。1960年の総人口が66,207万人になった。

1960年代に入ると、政府が計画出産の問題を再度提起した。1962年12月、『計画出産を真剣に提唱することに関しての指示』が中央政府で採択された。それによると、「都市及び人口の密度が高い農村においては、計画出産を提唱し、人口の自然増加率をコントロールし、出産領域における無政府状態から計画出産へと転換しなければならない。これはわが国における既定の方針である」［李，1992:264］。1963年、政府は人口の抑制に不利な規定を修正し、晩婚を提唱した。しかも、避妊用の薬品などの研究・生産・供応を組織的に行うよう

にと指示したのである。

1964年、「国務院」及び各省・市・自治区において計画出産の事務所が設置され、計画出産を宣伝・指導する任務を与えられた。 同年7月、二回目の全国人口調査が行われた。調査の結果によると、1963年の総人口数は69,172万人であった［若林,1992:409］。 1965年、以前よりさらに具体的な人口の抑制政策が実施された。政府は「口服」用の避妊薬の製造及び普及や中絶などの技術の推進を提唱し、人口の増加の具体的目標を提出した。当時のスローガンは、「一人は少なくなく、二人がちょどいい、三人は多すぎる」というものであった。ところが1966年、「文化大革命」が起こり、「国務院」及び各省・市において計画出産の事務所が廃止され、はじまったばかりだった人口抑制の宣伝や政策などが中止された。つまり人口の再生産は依然無計画のままにおかれたのである。

1970年代のはじめ、「文化大革命」による内乱がある程度おさえられてから、中国政府は再び人口の再生産問題の領域に力を入れた。1971年7月、「衛生部」・「商業部」・「燃化部」が共同で起草した『計画出産をよりよく推進することに関しての報告』が採択された。その報告は、計画出産をよりよく推進するため、各地で経費を集め、機構を設置しようと呼びかけ、1971-1975年の間に、都市人口の自然増加率を千分の十ぐらい、農村人口の自然増加率を千分の十五以内に抑えるという目標を提出した。1973年、周恩来が主宰した「全国計画会議」で、はじめて人口増加の指標を正式に国民経済計画に書き込んだ。同年、計画出産を指導するグループが「国務院」・各省・市・自治区でつぎつぎに組織された。「晩（＝晩婚・晩産）・稀（＝出産間隔を長くあけること）・少（＝子どもを少なく生むこと）」というスローガンが提出された。しかも、全国的に無料で避妊薬を配給した。 1978年2月、全国人民代表大会で承認した第三部の憲法において、「国家が計画出産を提唱・推進する」という項が記載された。計画出産を国家の憲法に記載させたことは中国政府の人口抑制の決心をあらわした。同時に、政府は計画出産を単に政治のキャンペーンにとどまるではなく、法律を通して実施しようとした。

1979年第五回全国人民代表大会第二次会議では、「一組の夫婦が一人っ子を生むことを奨励する」ということが提起された。同年、「天津市を筆頭にして、

上海市や四川省などの街道（自治体など、筆者注）や人民公社レベルで、『一人っ子証』（独生子女証）が配布され始め、社会的実験に移された」［若林, 1989:61］。

そして、各省の地方政府は各省の状況に基づいて、より具体的な実施の方法・条例をつくた。 例えば、1980年2月、広東省の人民代表大会常務委員会は『広東省計画出産条例』を採択した。これは中国のはじめての省レベルの出産条例であった。広東省についで、山西省・浙江省・青海省などの20個あまりの省・市・自治区は計画出産条例を公布した。それらの計画出産条例において各職業・階層の人の出産についての非常に具体的な管理方法（奨励と処罰）が制定された。これは中国民衆（農民）の出産が国家の権力のもとで厳しく管理されていくことをあらわしている。出産に関しての奨励と処罰を中心に、前述した『広東省計画出産条例』の条例を抜き出して紹介する。

その条例は計画出産を実施する出産適齢夫婦に対してつぎのような奨励を行う。

「**第七条（一人っ子の奨励）** 生涯子供を一人しか生まず、すでに有効な措置をとり、再び出産しない保証のあるものは、表彰し、奨励をあたえる。

①出産適齢夫婦の申請と、所在単位の事実保証により、人民公社、区、あるいは県以上に相当する機関、企業・事業単位は、『一人っ子優待証』を審査・発給する。

優待措置は二種類に分かれるが、本人の選択に委ね、中途で変更することができない。第一種：子供が満七歳になるまで託児所に預ける費用を免除し、学校の学費は小学校から高級中学校まで免除し、満一四歳になるまで公費医療が受けられるようにする。第二種：幹部、職員・労働者・城鎮（地方都市、筆者注）の待業者（失業者、筆者注）の子供には、満一四歳になるまで、毎月奨励として五元を支給する。農村の人民公社社員の子供には、生産隊より満一四歳になるまで、毎月奨励として四～六労働日の労働点数が支給される。

各単位は、さらに自己の経済状況により、一次的な奨励を与えることができる。

上記の費用は、国家機関、事業単位では、その単位の経費の中から支出し、名目を『職員・労働者福利費』の項目の中の『その他の福利補助費』とする。

企業単位では、企業基金の中から支出し、集団企業単位では『公益金』の中から支出する。一般に男子の所在単位が支給するものとするが、本人の要求により、女子の所在単位が支給してもよい。城鎮の待業者の一人っ子は、公費医療を受け、あるいは毎月五元の奨励金を受領する。農村社員の一人っ子が公費医療を受けるときは、計画出産経費の中から支給される。

②一人っ子の食糧は、農村ではその独立採算単位の一人当たり平均食糧により分配される。また二人分に相当する自留地（私有地、筆者注）が分配される。城鎮では、同じ条件の下では、住宅を優先的に分配されると共に、二人と同等の住宅待遇を受ける。燃料、副食品は二人に対する配給量の供給をうける。

③母親は、出産後三カ月間の出産休暇がとれる。

④農村で社員を選抜派遣し、副業に従事させるとき、一人っ子の父母が優先的に配慮される。住宅の新築のとき、生産隊は宅地を優先的に解決し、必要とされる材料と労働力は、優先的に考慮される。その一人っ子は、労働者の募集、徴兵に際し、条件が同等のときは優先的に採用されなければならない。

すでに、上記の待遇を享受した後、第二子を出産したとき、所在する単位より享受した費用を回収される」[2]。

同条例は計画出産を実施しない出産適齢夫婦に対してつぎのような処罰を行う。

「第一四条（多子夫婦への処罰）計画出産を実施しない出産適齢夫婦から、超過計画出産費を徴収する。

①第三子、あるいは三人以上の子供を生んだもの（子供を養子に出したもの、あるいは養子をとり養育しているものを含む）は、懐妊四カ月目から満一四歳になるまで、超過計画出産費を科される。

②第一子との間隔が四年に満たずに第二子を出産したものは、第二子の懐妊四カ月目から第一子が満四歳になるまで、超過計画出産費を科される。

③結婚によらぬ出産は、違反行為である。結婚していないものは、懐妊四カ月目から結婚証明書をえて九カ月経つまで、超過計画出産費を科される。

幹部、職員・労働者は、 それぞれ双方の毎月の賃金の10%を科され、所在単位より賃金から差し引かれる。農村の社員はそれぞれ双方の労働点数（基本独立採算単位の労働力の一年間の平均労働点数による）の10%を科され、 所在単

位の分配の際、労働点数から差し引かれる。城鎮の個体経営（個人経営、筆者注）の商工業者、待業者（香港・マカオの同胞、華僑家族を含む）は、居民委員会、生産隊より上記の原則に基づいて科される。徴収した超過計画出産費は、その単位の福利費、公益金とされる。

三人以上の子供を生んだものは、第四子から数えて、一人多く生むごとに、超過計画出産費を5%ずつ多く科される。‥‥

第一六条（超過出産夫婦、未婚出産者の昇級・昇進停止）第三子、あるいは三人以上の子供を出産したものと、未婚で出産した幹部、職員・労働者は、男女双方共三年間昇級昇進せず、奨励も得られない。超過計画出産したため、生活困難に陥ったものには、補助が与えられない。農村の社員は、社隊工業・副業が分配されない。‥‥

第二〇条（住居の分配）城鎮の住宅の分配基準は、一組の夫婦につき二子に限定する。人数が多くても、増配しない」[3]。

1982年9月、中国共産党第十二回代表大会において、計画出産を中国の基本的国策として位置づけた。「わが国の経済と社会主義の発展において、人口問題はずっと厳しく重要な社会問題である。計画出産を実施することはわが国にとって一つの基本的国策である」［李,1992:267］。

このように、1970年代以後、農村における人口の再生産は厳しく管理・制限されるようになった。人口統計の資料をみると、その人口の抑制政策はかなりの効果を収めた。農村の出生率は1966年の千分の36.71から、1971年の千分の31.86、1975年の千分の24.17、1981年の千分の21.55へと減少した。農村の自然増加率は1966年の千分の27.24から、1971年の千分の24.29、1975年の千分の16.58、1981年の千分の15.02へと減少した［若林,1992:412］。農村の合計特殊出生率は1970年の6.379人から、1975年の3.951人、1980年の2.480人、1987年の2.94人へと減少した。それら以外に、農村の女子の平均初婚年齢は1970年の19.89歳から、1975年の21.36歳、1980年の22.54歳、1989年の22.93歳へとあがった。農村の女子晩婚率（23歳以上）は1970年の10.1%から、1975年の25.0%、1980年の44.8%へとあがった[4]。

三　おわりに

第二節でのべられたように、1970年代末は中国農村の転換期であった。「物質の再生産」の領域においては、「生産責任制」の普及に伴い、生産単位としての家族の機能が復活させられ、1950年代の半ばから実施された農民の生産活動に対しての過剰な制限と管理が取り消された。それによって、「物質の再生産」の活動の基本的性格は国家による「計画」から国家からの「自由」へと転換した。それに対して、「人口の再生産」の領域においては、国家の権力が家族に介入し、出産におけるに農民の「自由裁量」の権限が制限されている。それによって、「人口の再生産」の活動の基本的性格は「自由」から「計画」へときりかわった。つまり、1970年代以後、中国政府は「物質の再生産においては自由・人口の再生産においては計画」という社会主義を求めてきた。それは中国的社会主義の一つの特徴であるともいえるだろう。社会学の立場からみれば、そのような中国的社会主義は社会主義の運動史においては独特の意味があると考えられる。

19世紀のマルクス、エンゲルスによって描かれた社会主義社会は計画を重んじる社会であった。しかし、マルクス、エンゲルスが構想した社会主義社会における計画・管理は「物質の再生産」の領域に限られた。マルクス、エンゲルスはイギリスなどの資本主義社会を研究してから、その階級関係を廃絶し、その上で、物質の生産・再生産に対して計画的管理を行えば、資本主義制度による社会問題は克服されるはずである、と考えた。19世紀の大量の失業者という過剰人口の存在はマルクスに「人口の再生産」に対する研究をおこなわせた。マルクスはマルサス主義者によって主張された人間の生殖の欲望とそれに基づく人口の絶対的増加が社会的貧困の原因であるという考え方を強く批判した。マルクスの考えでは、あらゆる社会制度と社会条件に適用できる「抽象的な人口法則」は存在しない。「どの特殊な歴史的生産様式にも、それぞれ特殊な歴史的に妥当する人口法則があるのである」［Marx, 1962=1965:821］。資本主義社会における人口法則は資本主義制度（資本制的蓄積の一般的法則）による「相対的過剰人口」の生産である。つまり、マルクスの考えでは、生産力の発展あるいは衰退が人口の動きを規定する［Bukharin, 1923=1974:151］。当時の

マルクス、エンゲルスは将来の社会主義社会が先進資本主義で先に実現するだろうと考えていた。かれらによれば社会主義社会は、計画的な生産を行うのであるから、相対的過剰人口という社会問題をかかえるはずはなかった。したがって社会主義社会で人口の再生産を計画的に管理するべきだとは考えなかったのである。

1913年、レーニンは『労働者階級と新マルサス主義』という論評において、一方では堕胎などが個人の選択の自由であると認め、他方ではいわゆる新マルサス主義の人口を解決する方法（＝人工的な避妊措置）を拒否した。レーニンは人口の増加を制限する必要性を否定した［Lenin,1913=1956:238-240］。その後の旧ソビエト連邦も堕胎や人工的な避妊措置を厳しく禁止した。つまり、現実の社会主義社会・旧ソビエト連邦は、社会主義社会における人口の再生産を計画的に管理するべきだとは考えなかった。

本稿の第二節第二項目でのべられたように、中国の建国初期の毛沢東も中国における人口の増加を制限する必要性を否定した。それは次の二つのことをあらわしている。①建国初期の毛沢東は正統的マルクス主義者であった。②建国初期の中国共産党は政権の組織としてまだ未熟であって、マルクス主義というイデオロギーと旧ソビエト連邦のモデルからほとんど抜け出せなかった。

1970年代末から、中国政府が求めてきた「物質の再生産においては自由・人口の再生産においては計画」という社会主義は、一方では19世紀のマルクス、エンゲルスたちが構想した社会主義と異なり、他方では旧ソビエト連邦の社会主義とも異なる。それは中国的社会主義の特徴の一つであり、中国的社会主義の強みでもある。それのおかげで、中国社会、特に農村において、「物質の再生産」と「人口の再生産」とのバランスが達成され、中国社会の安定の基盤が築かれた。それゆえ、中国における社会主義は旧ソビエト連邦のように崩壊しなかった。

「物質の再生産においては自由・人口の再生産においては計画」という中国的社会主義は、中国政府（共産党）が30年近くの模索を経て得た中国の国情に即した国を治める方法であり、後進農業国で社会主義を維持・発展させる最も実施可能な方法であろう。それは中国政府が19世紀の古典的マルクス主義というイデオロギーと旧ソビエト連邦のモデルからほぼ抜け出したことと、中国共

産党が一つの政権組織として成熟したことをあらわしている。

読者はつぎのように反論するかもしれない。「『物質の再生産においては自由・人口の再生産においては計画』という改革が中国的社会主義の特徴の一つである、ということは中国政府によって与えられたラベルにすぎないのではないか。それは思想史的に考えられてきた社会主義のあるべき姿と合致するであろうか」。この反論は筆者に新たに「社会主義の本質とは何か」という別の問題を提出している。これについて別の機会に討論したい。ここではその討論のための一つの手がかりとして、つぎのアイディアを書きとめておきたい。「計画」によって社会を運営するという本来の社会主義の基本的精神が、計画出産の政策を通じて中国の社会主義のなかでいかされている[5]。

<注>

(1) 宇野重昭、小林弘二、矢吹晋 (1988)の393頁を参照。
(2)『広東省計画出産条例』ー若林敬子編 (1992) 『ドキュメント 中国の人口管理』の146-147頁を参照。
(3)『広東省計画出産条例』ー若林敬子編 (1992) 『ドキュメント 中国の人口管理』の148-149頁を参照。
(4)若林敬子編 (1992) 『ドキュメント 中国の人口管理』の441頁を参照。
(5)本稿作成にあたり、筑波大学社会科学系副田義也教授、浜日出夫助教授、中国華南師範大学哲学研究所所長の余少波教授、筑波大学大学院永野武氏、山脇千賀子氏より貴重な御示唆をいただいた。記して深い感謝の念を捧げる。

<文献>

Bukharin, N. J 1923 Теория исторического материализма.
=1974 佐野勝隆・石川晃弘訳『史的唯物論』青木書店。
Engels, Friedrich 1884 Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates.
= 1967 佐藤進訳「家族、私有財産および国家の起源」、『エンゲルス社会・哲学論集』河出書房:149-276。

費孝通 1991 「重訪雲南三村」、『社会学・復印報刊資料』中国人民大学書報資料中心１：139-147。
何　理 1989 『中華人民共和国史』档案出版社。
Lenin, V. I 1913=1956　マルクス=レーニン主義研究所訳「労働者階級と新マルサス主義」『レーニン全集・第十九巻』大月書店刊:238-240。
李承質 1992 『人口与計画生育実用大全』安徽省人民出版社。
林金水 1987 『中国大陸的人口問題與中共人口政策』幼獅文化事業公司出版。
毛沢東 1949→1991［唯心歴史観的破産］『毛沢東選集・第四巻』人民出版社:1509-1517。
_____ 1957→1977［做革命的促進派］『毛沢東選集・第五巻』人民出版社:466-479。
Marx, Karl 1962 Karl Marx- Friedrich Engels Werke, Band 23, Institut Für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin.
= 1965 大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集・第23巻第2分冊』大月書店。
莫邦富 1992 『独生子女 ── 爆発する中国人口最新レポート』河出書房。
毛里和子 1990 『毛沢東時代の中国<現代中国論1>』日本国際問題研究所。
『当代中国』編輯部 1988 『当代中国的人口』中国社会科学出版社。
宇野重昭・小林弘二・矢吹晋 1988 『現代中国の歴史』有斐閣。
宇野重昭 1989 『静かな社会変動』岩波書店。
Vogel, Ezra F. 1989 One Step Ahead in China: GuangDong Under Reform.
=1991 中嶋嶺雄訳 『中国の実験 ── 改革下の広東』日本経済新聞社。
若林敬子 1989 『中国の人口問題』東京大学出版会。
若林敬子編 1992 『ドキュメント 中国の人口管理』亜紀書房。
山口一男・菊池道樹 1990 『中国経済の新局面 ── 改革の軌跡と展望』法政大学出版局。
鐘家新 1991 「宗族の紛争と自衛士としての男児 ── 『一人っ子政策』の難航の一要因」（未発表）。
_____ 1992a 「中国の『一人っ子政策』と『女の子だけを生んだ母 たち』── 中国における既婚の女性の地位についての一考察」、『家族研究年報 No. 17』家族問題研究会編集発行：41－52。
_____ 1992b 「中国の都市における一人っ子を溺愛している親たち ── 『一人っ子政策』を背景として」、『母子研究　No. 13』社会福祉法人真生会・社会福祉研究所編集発行：36－43。

(Zhong Jia-xin／筑波大学大学院)